

個人情報に係る事務処理誤り等の公表方法

1 公表方法について

個人情報を取り扱う事務に係るルール（重要管理ポイント）を設定・遵守していたか否かを主な基準として、段階別に4つに分類し、かつ発生形態別（誤送付・誤交付など）に分類し、公表します。

分類1 ルール（重要管理ポイント）の未設定等により発生した事務処理誤り

事案の発生原因がルール（重要管理ポイント）未設定又は設定内容の不備によるもの

分類2 当該職員のルール（重要管理ポイント）違反により発生した事務処理誤り

事案の発生原因が当該職員のルール違反によるもの

（注）なお、分類2については、有効な再発防止策を策定するため、次のとおり細分化し職員がルール違反した原因を明確化する。

1. ルールを知らなかった
2. ルールは知っていたがルールどおりのことがされなかった
3. ルールどおりのことがされたが見落とした

分類3 その他

予見及び回避が不可能な事故など重要管理ポイントを設定していても不可避であった事案で、分類1及び2に該当しないもの

分類4 委託業務における個人情報に係る事務処理誤り等

委託業務において発生した事案

（注）なお、分類4については、有効な再発防止策を策定するため、次のとおり細分化し事務処理誤り等が発生した原因を明確化する。

1. 受託者におけるルールの未設定等
2. 受託者においてルールは設定されていたが、従事していた者がルールを知らなかった
3. 受託者においてルールは設定されており、従事していた者はルールを知っていたがルールどおりのことがされなかった
4. 受託者においてルールは設定されており、従事していた者はルールを知っていてルールどおりのことがされたが見落とした
5. 予見及び回避が不可能な事故などルールを設定していても不可避であった事案で、分類4の1から4までに該当しないもの

2 その他

【一括公表】

毎月 9 日に、前々月の 21 日から前月の 20 日までに各所属から総務局行政課（情報公開グループ）に報告された個人情報に係る事務処理誤り等を取りまとめ、報道発表の方法により一括公表します。

【個別公表】

次のいずれかに該当するときは、報道発表の方法により個別公表（一括公表資料にも掲載）します。

1. 10 人以上の個人情報に係る事務処理誤り等があったもの
2. 今後、被害拡大のおそれがあるもの
3. 業務懈怠等、著しく不適切な事務処理があったもの
4. その他個別公表すべきと判断するもの

報道発表資料は、事案発生所属で作成し公表します。